

療育手帳所持者の主要福祉便覧

尾道市福祉保健部社会福祉課障害福祉係（電話 0 8 4 8 - 3 8 - 9 1 2 4 直通）

援 護 の 種 類		障 害 の 程 度				対 象 要 件 等	窓 口
		㉠	A	㉢	B		
ホームヘルパーの派遣		○	○	○	一部	支援費の申請が必要。世帯の所得税額により自己負担あり。	社会福祉課障害福祉係
心身障害児(者)短期入所		○	○	○	一部	支援費の申請が必要。世帯の所得税額により自己負担あり。	〃
日常生活用具の給付		○	○			世帯の所得税額により自己負担あり。	〃
重度心身障害者医療費の公費負担		○	○	○		所得制限あり。	〃
手 当	特別児童扶養手当	○	○	○	一部	20 歳未満の障害児を監護する者。所得制限あり。	〃
	障害基礎年金	○	○	○	一部	20 歳以上。	保険年金課
	特別障害者手当	○	一部			施設入所者、3 か月以上入院者を除く。所得制限あり。	社会福祉課障害福祉係
	障害児福祉手当	○	一部			20 歳未満。施設入所者、障害者年金受給者を除く。所得制限あり。	〃
	重症心身障害者福祉年金	○	○	一部		20 歳未満は、身体障害者手帳 2 級以上または、療育手帳 A 以上。 20 歳以上は、身体障害者手帳 3 級以上かつ療育手帳㉢以上。 2 年以上市内居住者。	〃
生活福祉資金の貸付		○	○	○	○	生業費、支度費、技能習得費、福祉機器購入、自動車購入等。	尾道市社会福祉協議会
所得税・市県民税の減免		○	○	○	○	㉠、A は特別障害者控除。	税務署、市民税課
相続税の減免		○	○	○	○	障害程度、年齢により税額が減額される。	税務署
(軽)自動車税・自動車取得税の免除		○	○			申請期間が限られている。	県税事務所、軽は市民税課
新マル優制度（預貯金利子非課税制度）		○	○	○	○	金融機関の預金、公債。(限度各 350 万円)	各金融機関
NHK 放送受信料の免除		○	○	○	○	世帯全員が市町村税非課税の場合は全額免除。 ㉠、A は世帯主で契約者の場合は半額免除。	社会福祉課障害福祉係
心身障害者扶養共済制度		○	○	○	○	障害者の保護者が加入時に 65 歳未満。掛金の減免制度あり。	〃
公共施設の使用料・入場料等の免除		○	○	○	○	一定の場合、介護者も免除。	各公共施設
J R ・バス・船・国内航空割引		○	○	○	○	一定の場合、介護者も割引。	各交通機関
駐車禁止規制の適用除外		○	○			最重度又は重度の障害を有する者であること。	警察署
おのみちバス優待乗車証・民間バス券・船券		○	○	○	○	いずれかについて、毎年交付。	社会福祉課障害福祉係
タクシー割引		○	○	○	○	県内タクシー料金、1 割引。	タクシー協会加入業者
有料道路通行料金の割引		○	○			介護者が運転する場合。	社会福祉課障害福祉係
広島県思いやり駐車場利用証交付		○	○			㉠、A の人	社会福祉課障害福祉係

